

「松崎ブランド」認定事業の公募について（募集要項）

「松崎ブランド」とは

地域経済の自立が必要とされている今日、条件として地域間の競争に勝ち抜くことが挙げられます。松崎町においても、町内にある多彩な地域資源を活かした付加価値の高い「特産商品」を創り上げていくことが、極めて重要なツールになるものと考えます。

松崎町が生み出した優れた特産商品を発掘して「松崎ブランド」として認定し、県内はもとより広く国内に向けて発信することで、松崎町のイメージを高め地域産業の振興を図りながら、より豊かな松崎町づくりを進めてまいります。

1. 「松崎ブランド」認証事業の内容

認証商品に対して「マスコミ等への積極的な情報提供」「松崎町商工会・ホームページへの掲載」、「のぼり旗・チラシの作製」「町内外各種イベントでのPR」等各種媒体や機会を通じて広くPRし、松崎町の特色ある特産商品を、町内外に発信することで、松崎の知名度を上げ地域の活性化に寄与し交流人口の増加を目指すことを目的とします。

- ・主催
松崎町商工会 松崎ブランド認定委員会（観光部会）

2. 公募要件

- ・応募資格
松崎町内に活動拠点をもち個人、法人、団体で松崎町商工会会員（加入予定者）
- ・応募対象
松崎の特産品を活かした「地場産商品」
- ・応募期間
通年随時受付
- ・申請方法
所定の申請用紙に必要事項を記入の上、松崎町商工会へご提出下さい。

3. 認証及び選考について

- ・認証基準及び選考方法
「松崎ブランド」として認証を受けるためには、松崎の特産品を活かした「地場産商品」で地域性、独自性、地域素材、原材料へのこだわり、伝統的技法・製法・品質を満たしていることを選考基準とします。
認証審査は、学識経験者、地方公共団体の職員、商工会観光部・商業部正副部長、で組織する松崎ブランド認定委員会において一次審査（書面）二次審査（現品確認）で決定します。
- ・審査・発表
通年随時、審査・発表を予定しております。
また、認証されなかった場合は、その旨を通知します。

4. 認証製品等の扱い及び特典

- (1) 認証にあたっては、認証式において認証書を交付するとともに、広く町内外に周知するため、マスコミ等への積極的な情報提供を行い、松崎町商工会・ホームページへの掲載、のぼり旗・チラシの作製、関係団体の広報活動での取り上げなど、各種媒体や機会を通じて広くPRします。
- (2) 認証製品等へのブランドマークの表示使用を許可します。
- (3) その他。

5. 認証書有効期間

認証書の有効期間は、認定書に記載されている期間（概ね3年）とし、その後の継続認証を希望する場合は、所定の継続認証申請書をご提出いただき、審査を経て決定します。ただし、認証を取り消された場合には、取り消しの日からその効力は消滅します。

6. 認証の取消し

必要に応じて調査、検査等を行うことがあります。また、認証要件や資格を欠く行為がなされた時や、認証基準に適合しなくなったと認められた場合には、認証を取り消すことがあります。

〈取消事由〉

- (1) 認証基準に適合しないと認められたとき。
- (2) 応募資格を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (4) 認証された製品等の調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (5) 生産または販売を1年以上中止し、または廃止したとき。
- (6) その他、「松崎ブランド」認証制度に重要な支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。

7. 申請用紙

・ 申請用紙

申請に際しては、必ず専用の申請用紙をご利用下さい。

8. 応募・お問い合わせ

松崎町商工会 「松崎ブランド認定委員会 申請係」
〒410 - 3624 賀茂郡松崎町江奈 231-2
TEL 0558-42-0470 ・ FAX 0558-42-2247